



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

2022年3月

管理部門注目のイベント

- 1日 春季全国火災予防運動(～7日) 消防庁
全国山火事予防運動(～7日) 林野庁
女性の健康週間(～8日) 厚生労働省
- 3日 世界野生生物の日 経済産業省

施行間近! 年金制度改革

2020年5月に成立した「年金制度改革法」は、いよいよ2022年4月1日に施行されます。被用者保険の適用拡大や、在職中の年金受給の在り方の見直しなど、対象となる企業にとっては、適切に対応すべき内容が多く含まれています。

この改正は、労働人口減少や高齢化、エイジレスワークの実現、そして年金財源確保のための施策として必要と考えられています。

そこで今回は、この年金制度改革の主旨や改正内容について、假谷美香特定社会保険労務士にご解説いただきます。



2019年度の予算ベースにおける日本の年金制度の財源(収入)額と支出額

収入 保険料 38.9兆円 + 年金への国庫負担 13.0兆円 = **51.9兆円**

支出 年金給付 **55.1兆円**

(『2019(令和元)年公的年金財政検証について』厚生労働省 より抜粋)

1

なぜ年金制度改革が必要なのか?

日本の社会保障費が年々上昇し、私たちの生活に直結している医療保険や年金の財源確保が喫緊の課題になっています。

この記事は年金制度改革の改正に焦点を当てていますので、ここでは社会保障費の中でも、特に、年金制度の収入と支出から確認をしたいと考えます。

2019年度の予算ベースにおける日本の年金制度の財源(収入)額と支出額は以下のとおりです。

収入が51・9兆円、支出が55・1兆円、差引きするとマイナス3・2兆円です。

国家レベルの財源の話になると、額が大きすぎてイメージが湧きにくいかもしれませんが、額は大きくても、考え方は私たちの家計とまったく同じです。

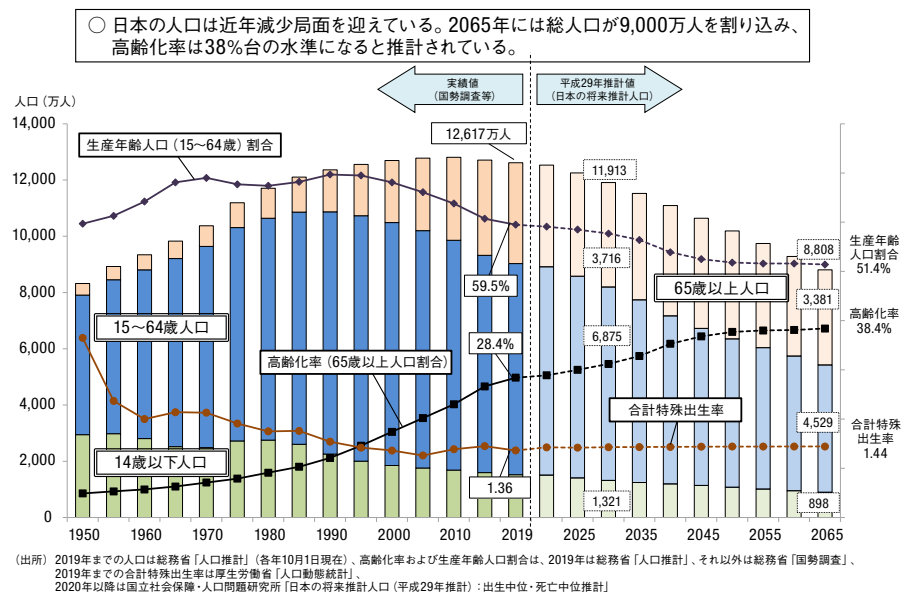
ポイントは、収入と支出のバランスです。仮に、収入が支出より多ければ黒字、支出が多ければ赤字になります。この観点から考えると、年金制度の収支のバランスは、赤字ということになります。赤字の対策は、収入を増やす方法を検討する、あるいは支



特定社会保険労務士
人事コンサルタント
假谷 美香 氏

“日本企業にやりがいと生きがいをもったビジネスパーソンを増やす”をミッションに、日夜、管理職研修、教育制度の策定などを通してハラメントの撲滅に努めている。

図表1 日本の人口の推移



出を抑える方法を検討するかのどちらかです。

家計の場合、一時期赤字になったときは、預貯金を切り崩したり、誰かにお金を借りて生活費に充てます。

年金制度におけるマイナース分(2019年度予算ベースで3・2兆円)ほどのように補填をしているのでしょうか。

実は、今まで積立できてきたお金を充てて

います。このお金を年金の世界では「年金積立金運用資産」といい、2017(平成29)年度末時点での年金積立金の運用資産額は164・1兆円です。

将来を考えると、保険料の担い手である現役世代が減少しているため、年金制度の収入は減ることがあっても、増えることはありません。その結果、過去積立ってきた資産から補填を続けることになっていきます。では、この過去の遺産を切り崩す状況をいつまで続けられるのでしょうか。

現在、日本は世界に類を見ない超高齢化社会といわれています。

図表1をご覧ください。2019年の日本の人口は、1億2617万人、生産年齢(15~64歳)人口の割合は59・5%、高齢化率(65歳以上人口割合)は28・4%です。日本の人口はすでに、12年前の2010年にピークを迎え、徐々に減少傾向にあり、それとは逆に高齢化率は上昇の一途をたどっています。

年金の保険料の主たる担い手は現役世代、すなわち図表1における「生

産年齢人口(15~64歳)です。そして、支出の主たる層は、65歳以上の高齢者となります。

総人口が減少し、年金保険料の担い手となる現役世代も減少、逆に65歳以上の人が増加することにより、年金の財源が減少し、支出が増えることとなります。その結果、今まで積立できてきた年金積立金を使い続けなければ制度が成り立たない、これが将来にかけての日本の状況です。

このような状況の中で、厚生労働省は年金に関する試算を繰り返し、都度法改正を行いながら、持続可能な制度を設計し続けています。今般の改正においても国民の「長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ること」を大きな目的として掲げています。

2 2022年4月以降の年金制度の改正内容

2022年4月以降の年金制度の改正には、大きく分けて以下の4つがあります。

- ①被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大
- ②在職中の年金受給の在り方の見直し(在職時改定の導入、在職老齢年金制度の見直し)
- ③受給開始時期の選択肢の拡大
- ④確定拠出年金の加入可能要件の見直しなど

正確には⑤にその他という項目がありますが、この項目における具体的な改正内

2-① 被用者保険(厚生年金保険・健康保険等)の適用拡大

容は、年金生活者支援給付金の支給や、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数の引上げなど、となります。よって、本稿においては、現在働いている人に直接関係する改正に焦点をあて、上記①~④について解説します。

まず、被用者保険とは、一般的に私たちが社会保険と呼んでいる厚生年金保険や健康保険などを指します。

今般の改正は、厚生年金保険や健康保険の加入者を増やすことが趣旨のひとつです。

具体的な内容としては、3つほどありますが、一般の企業に関係するのは、『短時間労働者を適用対象とすべき事業所の規模を段階的に引き下げる』という点です。

現在500人超規模の企業には、週20時間以上働き、一定の要件を満たす労働者への被用者保険の適用を義務付けています(図表2参照)。

改正後は、対象となる事業所の企業規模が、2022年10月に100人超規模、2024年10月には50人超規模まで段階的に拡大される他、加入対象者の条件は、以下の4つの条件をすべてクリアした人です。雇用形態は問いませんので、パートタイマーやアルバイトも含まれます。

導入や在職老齢年金制度の見直しのことを
 は、厚生年金保険において在職時改定の
 在職中の年金受給の在り方の見直しと

2-② 在職中の年金受給の
 在り方の見直し

図表2 社会保険の被保険者の要件

| 対象 | 要件 | 2016年10月～ (現行) | 2022年10月～ (改正) | 2024年10月～ (改正) |
|--------|--------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 事業所 | 事業所の規模 | 常時500人超 | 常時100人超 | 常時50人超 |
| 短時間労働者 | 労働時間 | 週の所定労働時間が20時間以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 賃金 | 月額88,000円以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 勤務期間 | 継続して1年以上使用される見込み | 継続して2カ月を超えて使用される見込み | 継続して2カ月を超えて使用される見込み |
| | 適用除外 | 学生ではないこと | 変更なし | 変更なし |

出典：日本年金機構 (<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>)

- ☑ 週の所定労働時間が20時間以上である
- ☑ 月額賃金が8万8千円以上である
- ☑ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ☑ 学生ではない

いいです。
 『在職時改定の導入』とは、65歳以上の在職中の人については、年金額の改定を毎年1回定時（10月分）から行うというものです。改正前は、退職時および70歳到達時にのみ、年金額の改定があったため、在職中に年金をもらおうとしても、すぐに年金額が増額しないという問題がありました。そのため、今般の改正で、退職を待たずに1年ごとに年金額に反映させることにより、年金を受給しながら働く人の経済基盤の充実が図られることになりました。
 『在職老齢年金制度の見直し』とは、60歳から65歳未満の在職中に支給される特別支給の老齢厚生年金について、支給停止とならない範囲を拡大することをいいます。具体的には、支給停止の基準額を、28万円から47万円に引き上げました。これは、在職中に厚生年金保険を受給しようとする、現行の制度の支給停止の基準額が28万円であることにより、支給停止にかからないように短い時間だけ働こうとする高齢者が少なからず存在していたためです。
 支給停止の基準額とは、平均月給（ボーナスを含む）+月額老齢厚生年金受給額が基準額を超えると、年金が停止するというものです。例えば、老齢厚生年金の月額受給額が10万円であり、18万円を超えた月給をもらっている場合には、28万円を超えた分の2分の1については、老齢厚生年金が支給停止となります。
 この基準額が、改正後は47万円へ引き上

表3のとおりです。
 繰上げ・繰下げによる減額・増額は

2-③ 受給開始時期の
 選択肢の拡大

現行においては、公的年金の受給開始時期を「60歳から70歳の間」で自由に選ぶことができず、この場合、65歳より早く受給した場合、年金月額が減額（最大30%減）となり、65歳より後に受給を開始した場合は年金月額が増額（最大42%増）されることとなります。
 改正後は、受給開始時期を「60歳から75歳の間」として、上限を70歳から75歳へ引き上げることとなりました。これにより、仮に75歳から受給を開始した場合は、年金額が84%増額され、一生この増額された金額で年金をもらい続けることができます。
 また、改正により繰上げ（60歳から64歳までに受給開始）する場合も減額率が減少されます。

現行：
 繰上げ減額率 $0.5\% \times$ 繰上げた月数
 繰上げ増額率 $0.4\% \times$ 繰上げた月数
 改正後：
 繰上げ減額率 $0.4\% \times$ 繰上げた月数
 繰上げ増額率 $0.7\% \times$ 繰上げた月数
（2022年4月1日以降、60歳に到達する人を対象として改正予定）

げられることにより、支給停止を考えるとなく働きながら年金をもらう人が増える可能性が高くなります。

図表3 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）を起点に計算される。

・繰上げ減額率 $= 0.5\% \times$ 繰上げた月数（60歳～64歳）

※繰上げ減額率は2022年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。

・繰下げ増額率 $= 0.7\% \times$ 繰下げた月数（66歳～75歳）

| | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------|--------|
| 請求時の年齢 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 |
| 減額・増額率 (改正後) | 70% (76%) | 76% (80.8%) | 82% (85.6%) | 88% (90.4%) | 94% (95.2%) | 100% | 108.4% | 116.8% |
| 請求時の年齢 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | 71歳 | 72歳 | 73歳 | 74歳 | 75歳 |
| 減額・増額率 (改正後) | 125.2% | 133.6% | 142% | 150.4% | 158.8% | 167.2% | 175.6% | 184% |

出典：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要「厚生労働省」

2-④ 確定拠出年金の
 加入可能要件の見直しなど

確定拠出年金および確定給付企業年金に
 ついても改正が行われます。
 確定拠出年金や確定給付年金とは、3階
 建ての年金とも私的年金とも呼ばれている
 もので、国が加入を義務付けているもの

はありませんが、企業が福利厚生の一環として加入したり、個人が加入できたりする年金制度です（図表4参照）。

企業型確定拠出年金や確定給付企業年金に加入している企業は、こちらの改正についても理解をしておく必要があります。

I. 確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引き上げ（2022年5月施行）

(1) 企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者

現行：65歳未満（60歳以降も60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる）の厚生年金保険被保険者

改正後：70歳未満の厚生年金保険被保険者

(2) 個人型確定拠出年金（個人型DC [iDeCo]）の加入者

現行：60歳未満の公的年金被保険者

II. 受給開始時期等の選択肢の拡大

(1) 確定拠出年金（企業型および個人型）（2022年4月施行）

現行：60歳から70歳の間で受給開始時期選択

改正後：60歳から75歳の間で受給開始時期選択

(2) 確定給付企業年金（DB）（2020年6月5日公布施行）

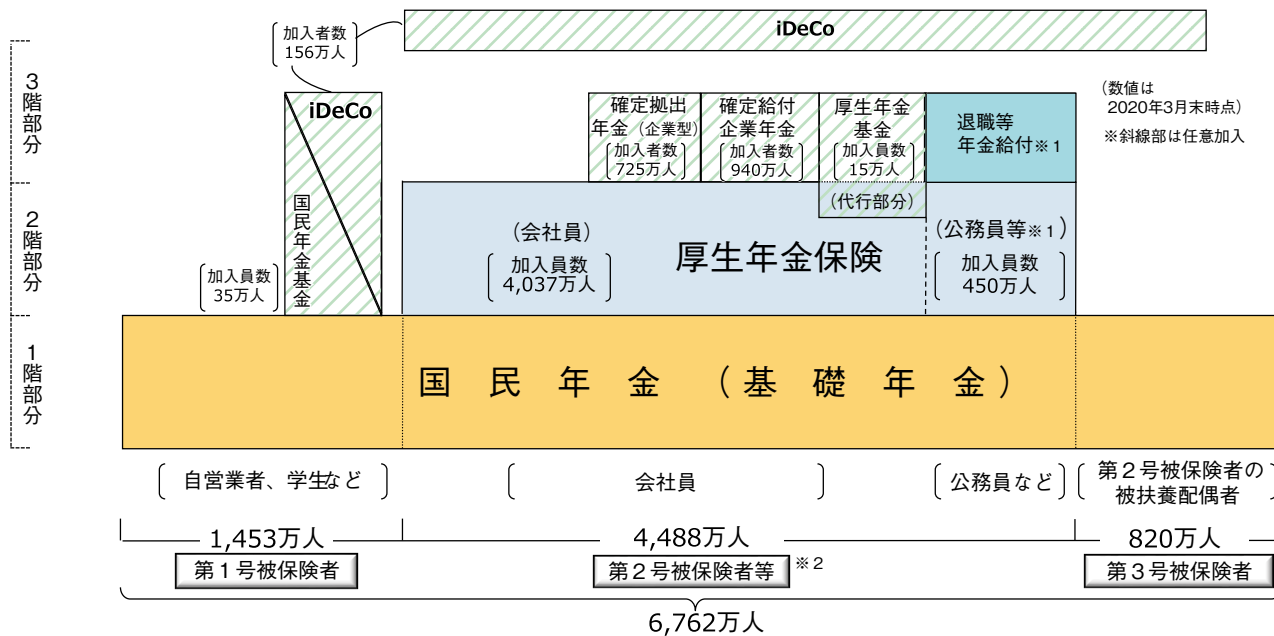
現行：60歳から65歳までの間で、労使合意に基づく規約において支給

開始時期を設定
改正後：60歳から70歳までの間で、労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定

3 未統合年金について

最後に、余談ですが、一時期未統合の年金記録の問題が話題になりました。若いころの年金記録が統合されず、そのまま宙に浮いていたという年金です。2021年9月時点で、なお約1783万件の持ち主が判明していません。最近、筆者は遺族年金の申請代行をする折に、亡くなった方の未統合の年金記録が見つかったという経験をしました。未統合の年金記録には、時効はなく、本来もらえるべきだった年齢からさかのぼって支給されます。1年間ではわずかな額でも20年30年とまとまると結構な金額となり、老後の生活費が少し潤うこともあります。この未統合の年金が見つかった方は、年金受給開始時（65歳）に年金事務所未統合年金の確認を行っていたようですが、残念ながらそのときには見つからなかったとのこと。年金を受給している、あるいは、これから受給する人も、今一度未統合の年金記録がないかどうか、念のため確認をすといでしょう。

図表4 年金制度の仕組み



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、2015年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、2015年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

出典：『年金制度のポイント 令和3年度』厚生労働省

本紙に掲載の記事は2022年2月10日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 21 - 6084, 法人開拓戦略室)